



開会のあいさつ

おはようございます。協同労働の協同組合法制化をめざす市民会議においでいただきありがとうございます。

一九九七年からこの運動に取り組み、九八年には大内先生にも加わって頂き、制定のための推進本部を日本労協連の中につくり、運動の輪を広げてきました。

一九九二年にリオデジャネイロで開催された国連環境サミットでは、生物の多様性の維持に関連した採択がありました。協同労働の協同組合の法制化も、それと同じように、経済活動の多様性を広く日本社会の中に根付かせてゆくことだと思います。経済の多様性を広げるということは、経済を人間的な生活にあわせてゆく、あるいはその手段として位置付けていくということです。その意味で、協同労働の協同組合の法律は、市民一人一人の自立性を促して行く法律だということになります。それは労働や仕事の人間化のために、人々を排除しない場を作ってゆくことにつながって行くのだらうと思います。ことばをかえれば、福祉社会を創ってゆくということです。その一翼を「協同労働の協同組合」がなっていてゆくことになろうかと思えます。今日の設立総会が大きな一歩になることを願って、挨拶とさせていただきます。

中川 雄 一 郎

(協同総研理事長・明治大学教授)

呼びかけ人代表の挨拶

大内力（労協法制定推進本部・本部長 東京大学名誉教授）

「協同労働の協同組合法制定をめざす市民会議」を発足させるために、ご参加をお願い申し上げましたところ多数おいで頂きありがとうございます。この運動に関して若干考えていることを申し上げて、ご挨拶とさせていただきますと思います。

資料の中に経過が書いてありますが、労協法を作ろうという運動がはじまり、98年に私が本部長をお引き受けいたしました。その頃からとりあえず仮称として「労協法」と呼びならわしてまいりましたが、名前は今後ご検討頂く必要があるかと思えます。いずれにしても労協法の必要性は切実になっているのですが、立法のことですから、これまでの普通の手続きで言えば、担当すると思われる労働省や厚生省、通産省といった官庁と相談し、多くの法律は政府が立案して国会の議決をえて法律になるのが普通ですから、そこで役所との話を詰めることに努力してまいりました。しかし、役所は趣旨は賛成だが今すぐにはといった調子で、どうも腰が引けているといった感じでした。たしかに来年の省庁再編もあり、どうも積極的になってくれないということもあり、時期も悪かったのかもかもしれません。また、法律の性格上、いろいろな省にまたがる可能性のある法律であり難しい面があります。そんなこともあって議員立法のほうがいいだろうということになり、各党の政策担当者や何人かの有力な議員へも資料を届け、協力を要請し賛同を広げてきました。しかし、議員立法まではまだいかないでおります。何れの党の議員も反対はしない。むしろ大いに賛成なのですが、自らリーダーシップを発揮しようとはしてくれません。こちらにも立法を求める運動について考え方の不十分な点があったようです。

考えてみれば、協同労働の協同組合法を作るといのは、国民的な課題であって、広く市民の賛成を得ることが必要です。そのような市民の力を結集して、政府や政党に働きかけ、法律を作らせるというのが本来の正道でしょう。これを後回しにしてきたことが、われわれの運動のネックになっていたように思われます。そこで正道に立ち戻って市民の運動をさらに広げてゆく、世論を盛り上げて行く。そういう方向へ行こうではないかということになって、今日の会議にいたったわけです。

ところで、今までは、労働者協同組合法と書いてまいりましたが、今回は名前をかえて、「協同労働の協同組合法」と呼んでおります。耳新しいことばであるかも知れませんが、長い伝統をもった考え方、すなわち従来の各種協同組合法の枠ではわれわれの要求に十分対処することができない、勿論協同組合原則などは守らなければなりません

問われてきたことです。18世紀から19世紀の初期にかけて資本主義が発達すると並行して、労働疎外への批判が生まれてきたことはご承知の通りですが、それが社会主義の原点だったのです。21世紀に向かって、人間が人間として尊重され、個性や希望が生かされるような社会、それを通じて社会全体が発展していくような仕組みをつくってゆくことが、いまだに歴史的展望を切り開く主要な問題になっているとわかっていいでしょう。

いま、若い人には失望感、無力感が広がっています。そこからさまざまな社会問題も起こっています。これに個別的に対応して、例えば少年法を改正し厳罰主義という方向をとる。こんな姑息な解決策は意味がない。基本

的な仕組みをつくっている労働力の商品化という問題に根底から取り組み、それを克服して人間が人間らしく生きることができる社会をどうやって作ってゆくかということに取り組まない限り解決はないでしょう。「協同労働」が、唯一の解決方法であるかどうかはまだはっきりしませんが、その中に手がかりがあると考えていいたらうと思います。こういう意味では長い展望の中で「協同労働」の協同組合を発展させることに息長く取り組んでゆくことが大切です。いずれにせよ、皆さんと手を組んで「協同労働の協同組合法」を制定させ、それが市民全体の生活の支えになるような運動を展開してゆきたいと思います。

議 事 次 第

- 一 市民会議事務局(準備会)より議長に関する提案
議長 富田孝好(日本労協連・事務局長)
書記 岡安喜三郎(日本労協連)
- 二 開会のあいさつ
中川雄一郎(協同総合研究所・理事長)
- 三 市民会議設立呼び掛け人を代表してのあいさつ
大内力(労働者協同組合法制定推進運動本部長)
- 四 市民会議設立に至る経緯の説明と運動方針の提案
菅野正純(協同総研・主任研究員)
- 五 法案骨子と申し合わせ事項の説明及び役員等の提案
島村博(日本労協連)
- 六 賛同人を代表して各界からのごあいさつ
田中 学(大学生協連・会長理)
高柳 新(全国医連・会長)
永戸祐三(日本労協連・理事長)
- 七 市民会議宣言
菅野正純(協同総研・主任研究員)
- 八 閉会の挨拶
鍛谷宗孝(日本労協連・専務理事)